

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「3-4 短期記憶（能力）」について★★

「短期記憶」（面接の直前に何をしていたか思い出す）能力を評価する項目です。面接調査直前または当日行ったことについて具体的に答えることができれば「できる」を選択します。

上記の質問で確認が難しい場合は、三品法（三つ品物を提示し、確認した後見えないところにしまい、5分以上経過してから2品提示して残りの1品を答えてもらう）を実施します。

調査当日の状況と日頃の状況が異なる場合は、概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行います。

<調査の状況>

三品法を実施し、正確に回答できた。しかし家族によると、日頃は直前の出来事をすぐに忘れてしまうとのこと。

～よりわかりやすい特記事項のために～

- ・はじめから三品法を実施するのではなく、まず本人に「直前に何をしていたか」2択でない方法で質問する。
 - 何をしていましたか ×ベッドに横になっていましたか（具体的な提示は×）
- ・当日の状況と家族による聞き取りの状況が異なる場合は、判断に迷うことがある。
調査員が判断、選択した根拠を特記に記載する。

特記事項の例

調査前に食べた昼食のメニューを正確に答えることができ、三品法にも回答できた。しかし日頃は物忘れがひどく、直前のことをすぐに忘れてしまうと妻より聴取。より頻回な状況に基づき選択した。

【介護認定の状況】（R3.4.5時点）

2月申請 333件のうち審査会の予定が決まっていない数 3件

3月申請 330件のうち審査会の予定が決まっていない数 88件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-5 排尿（介助の方法）」について★★

令和2年度の中で修正の多かった「排尿」について、今回は解説させていただきます。

排尿とは？

- ①排尿動作（ズボンやパンツの上げ下げ、トイレや尿器への排尿）
- ②陰部の清拭
- ③トイレの水洗
- ④トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除
- ⑤オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換
- ⑥抜去したカテーテルの後始末

再確認！

上記①～⑥の一連の行為の中で、部分的に介助が行われている場合は「**一部介助**」を選択。

一部介助の例

- ・ズボンは自分で下げられるが、上げる際は不十分なため職員がズボンを引き上げる介助を行っている。
- ・一連の動作は全て自分で行えるが、毎回トイレの床に尿が飛び散り汚れているため家族が掃除をしている。

ここでもう1点・・・「頻度の確認」を忘れないで！



時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合もありますので、調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回にみられる状況を確認した上で、選択してください。

頻度の確認が特に大切となる場合の例

一連の動作は全て自分で行えるが、トイレの床に尿が飛び散り汚れているため、家族が掃除をしている。頻度としては、週に3回程度であり、トイレを汚さずに排泄できていることの方が多いため、「介助されていない」を選択する。

➡ 頻度から「介助されていない」を選択しましたが、審査会で一時判定を変更する根拠となることもあるため、家族が行っている手間を特記事項に必ず記入してください！

【介護認定の状況】（R3.6.2時点）

4月申請 472件のうち審査会の予定が決まっていない数 18件

5月申請 487件のうち審査会の予定が決まっていない数 239件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-1.2 麻痺・拘縮の有無」について★★

確認動作を実施し、規定の動作を行えるか（四肢の麻痺の有無）を評価する項目です。

1-1 麻痺

自動運動（本人が自分で動かす）で確認動作を行い、規定の動作ができるかどうかで判断。

※ 意識障害などで、自分の意思で四肢を十分に動かさないために、目的とする確認動作が行えない場合も「麻痺」と判断します。

1-2 拘縮

他動運動（調査員が動かす）で確認動作を行い、規定の動作ができるかどうかで判断。

㊦ 【調査状況】

本人：両上肢、右下肢は既定の高さまで自力で挙上できる。左足を自力で挙上するが、8割程度が限界。

調査員：他動的に左足を挙上すると、既定の高さまで挙上できた。

規定の高さ
（10割の位置）



【特記事項の記載例】

1-1.2 椅坐位で確認動作を実施。両上肢、右下肢は規定の動作を行える。

左下肢は自動で8割程度の挙上が限界であり、他動で確認すると10割まで挙上できたため、「4.左下肢」に麻痺ありと判断。拘縮はみられない。

<選択基準>

「自動」と「他動」との可動域の範囲を比較します。

自動、他動ともに8割の挙上であれば、可動できる範囲まで自分で動かせると判断し、麻痺は選択せず「4.膝関節」に拘縮ありと捉えます。

【介護認定の状況】（令和3.7.2時点）

5月申請 480件のうち審査会の予定が決まっていない数 11件

6月申請 500件のうち審査会の予定が決まっていない数 224件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★ 「3-1 意思の伝達」「7 認知症高齢者の日常生活自立度」について★★

～ eラーニングシステムより ～

【問題1】 「意思の伝達」における基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。
重度の認知症があり、「痛い」「何か食べたい」等、限定された内容のみ意思の伝達ができる。

ときどき伝達できる ほとんど伝達できない できない

解説

【意思の伝達の選択基準】

認知症等があり、「痛い」「腹が減った」「何か食べたい」等、限定された内容のみ「意思の伝達」ができる場合は、「ほとんど伝達できない」を選択します。

【問題2】 「認知症高齢者の日常生活自立度」

日常生活に支障を来たす行動が家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立している。この場合のランクはどれにあたりますか。

I IIa IIIa

解説

【認知症高齢者の日常生活自立度】

「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる場合で、家庭外でそうした症状が見られる場合はIIaを、家庭内でもそうした症状がみられる場合はIIbを選択します。



eラーニングシステムでは、「弱点補強問題集」という、自分の弱点を集中的に特訓できるオリジナル問題集を登録・挑戦することもできます。気になった方は、ぜひこれを機に、eラーニングシステムを開いてみてください。パスワードを紛失された方は、すぐにお知らせできますので、下記までご連絡ください！

【介護認定の状況】（R3.8.2時点）

6月申請 497件のうち審査会の予定が決まっていない数 7件

7月申請 432件のうち審査会の予定が決まっていない数 160件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-10.11 上衣・ズボン等の着脱」について★★

「上衣・ズボン等の着脱」の介助が行われているかどうかを評価する項目です。

再
確
認

見守り等・・・常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に
必要な行為の「確認」「指示」「声掛け」等のこと。

一部介助・・・「着脱」の際に介助が行われている場合であって、「見守り等」、「全介
助」のいずれにも含まれない場合。

④ 介護者が構えている服に「自ら袖に腕を通す」協力動作がある場合は、服を
構える介助は行われているものの、袖通しは自ら行っていることから、一連の行
為の一部に介助があると判断し、「3. 一部介助」を選択する。

【要注意】 時候にあった衣類の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。



では、例題をやってみましょう！

【例題1】

夏で蒸し暑いが長袖を着てしまうため、半袖の服に着替えるよう毎朝声掛けをしている。
着脱の一連の行為は、介助なく行うことができる。

介助されていない 見守り等 一部介助 全介助

解説

時候にあった衣類の選択は、着脱の行為に含みません。着脱の一連の行為は介助なく行
えているため、「介助されていない」を選択します。

【例題2】

「前後」を逆さに着てしまうことや、上着の袖に足を通そうとするため、毎朝着脱時に
声掛けをしている。

介助されていない 見守り等 一部介助 全介助

解説

衣類の前後や裏表、着る順番がわからない等で、着脱時（動作中）にも声を掛けて指示
している場合は「見守り等」を選択します。

【介護認定の状況】（R3.9.2時点）

7月申請 430件のうち審査会の予定が決まっていない数 6件

8月申請 495件のうち審査会の予定が決まっていない数 187件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-2移動」「5-1 薬の内服」について★★

～ eラーニングシステムより ～

【問題1】 「移動」 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。
居室の隣にあるトイレまでの移動（5回程度/日）など、通常は介助なしで行っているが、居室から離れた食堂（3回/日）及び浴室（週2回）への車いすでの移動は全介助となる。
 介助されていない 一部介助 全介助

解説

【発生頻度の多い行為について】
一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻繁に見られる状況や日頃の状況で選択します。その場合、その日頃の状況や介護の手間等について、具体的な内容を特記事項に記載します。 ⇒ 正解は「介助されていない」になります。

【問題2】 「薬の内服」

薬の内服がない（処方されていない）場合について、正しいものはどれですか。
 薬が処方された場合を想定して、本人の能力で選択する。
 薬が処方された場合を想定して、適切な介助の方法を選択する。
 介助が発生しないので、「介助されていない」を選択する。

解説

【調査対象の行為が発生していない場合】
薬の内服がない（処方されていない）場合は、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載します。



eラーニングシステムを利用するには名簿登録が必要となりますので、未登録の方がおりましたら、下記までご連絡ください。

【介護認定の状況】（R3.11.9時点）

9月申請	418件のうち審査会の予定が決まっていない数	2件
10月申請	390件のうち審査会の予定が決まっていない数	59件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-3えん下」について★★

飲み込む能力を「できる」「見守り等」「できない」の3択で評価する項目です。

特記事項の記入例

- × たまにむせると本人より聴取したため「見守り等」を選択。
→「たまに」「よく」といった表現は、人によって捉え方が異なり頻度を判断しにくいいため、使用しないでください。
- 1週間のうち2回くらいはむせると本人より聴取。頻度から判断し、「できる」を選択。
- 家族が日中不在のため見守りは行われていないが、飲み込みが悪く毎回むせると本人より聴取。「見守り等」を選択。

【要注意】

- ①食物の形状（きざみ食、ミキサー食、流動食、とろみ等）を工夫することで、むせなく食べられるようになった場合、えん下は「できる」になります。その場合は特記事項に食物の形状を記載してください。
- ②一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況から選択してください。



★★令和3年度 桐生市認定調査員研修について（お知らせ）★★

新型コロナウイルスにおける県の警戒レベルは「1」となっておりますが、感染防止の観点から、集団による研修は依然困難と判断し、昨年度に引き続き桐生市認定調査員研修については実施を見送ることといたしました。

ただ、今年度提出いただいた調査票の確認作業により、事務局として気になる点の多かった事業所の方を対象に、個別研修を行わせていただく予定です。対象となる方へは、後日ご連絡させていただきますので、受講の程よろしく願いいたします。



★★令和3年度 認定調査員（現任）研修について（お知らせ）★★

先日すでにメールにてお知らせしました通り、昨年度に引き続きオンライン研修として実施すると、県より通知がありました。厚生労働省のホームページにある「要介護認定適正化事業」のメニュー「令和2年度認定調査員能力向上研修」を視聴しご受講ください。

なお、視聴者確認の都合上、桐生市まで受講者名簿のご提出をお願いしております。未提出の場合は、先日こちらからメールにて送付しました「様式1 受講者名簿（現任）」をメール、もしくはFAXにて12/14（火）までに 桐生市 健康長寿課 介護審査係までご提出ください。

【介護認定の状況】（R3.12.2時点）

10月申請	388件のうち審査会の予定が決まっていない数	5件
11月申請	430件のうち審査会の予定が決まっていない数	137件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-1.2 麻痺・拘縮の有無」について★★

令和3年度 第3号でも「麻痺・拘縮の有無」について記載しましたが、桐生市として解釈を統一させていただきたいため、新たに下記のような表を作成しました。ご確認お願いいたします。

		自動による挙上可動域			
		5割未満	5割～ 9割未満	9割以上	
麻痺と拘縮 における 選択の目安	他 動 に よ る 挙 上 可 動 域	5割未満	拘縮あり 麻痺あり	—	—
		5割～ 9割未満	拘縮あり 麻痺あり	拘縮あり 麻痺あり or なし ※1	—
		9割以上	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺なし

※1 自動と他動が同じ角度の場合「麻痺なし」、差がある場合は「麻痺あり」になります。

注意) この表は、あくまで桐生市における認定調査の
選択目安であり、基準そのものではありません。

自動で9割以上
挙上した状態



認定調査員テキストには麻痺の有無に関して「関節に著しい可動域制限があり、
関節の運動ができないために目的とする確認動作が行えない場合も含む」とあります。

関節の著しい可動域制限(拘縮)＝基準の5割未満しか可動域がない場合とし、5割未満の場
合は麻痺も「あり」としてください。

【例題】 座位にて動作を確認。両上肢は既定の動作を行えたが、両下肢は自動・他動とも
に既定の高さの4割程度の挙上が限界であった。

【解説】 膝関節に著しい可動制限があるケース。この場合、拘縮は「膝」を選択し、麻痺は
「右下肢」「左下肢」を選択する。

【介護認定の状況】(R4.2.3時点)

12月申請 606件のうち審査会の予定が決まっていない数 10件

1月申請 644件のうち審査会の予定が決まっていない数 303件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 (内線 394・395)